

# 陰圧創傷治療システム 仕様書

荒尾市民病院

1 品目 陰圧維持管理装置賃貸借（本契約における陰圧維持管理装置とは以下のものをいう。）

- (ア) 医療機器として薬事法上の製造販売承認を受けているもの。
- (イ) 特定保健医療材料の局所陰圧閉鎖処置用材料の使用が可能なもの
- (ウ) 本賃貸借の対象物品は、陰圧維持管理装置本体のみであり、局所陰圧閉鎖処置を行う為に必要なそのほかの消耗品等は含まれない。

2 調達物品及び構成内訳

- (ア) Acti VAC型（持ち運び型） 一式
- (イ) INFO VAC型（据え置き型） 一式

3 業務内容

- (ア) 陰圧維持管理装置の賃貸借及びこれに付随する業務（搬入、調整の全ての諸経費を含む）

4 予定賃借数量 170日分

- (ア) Acti VAC型（持ち運び型）が85日分
- (イ) INFO VAC型（据え置き型）が85日分

5 借上場 荒尾市民病院

6 借上期間 契約締結日（平成29年10月中～平成30年3月31日）

7 賃貸借機器の性能、機能に関する要件

- (ア) 難治性創傷に対して陰圧を管理しながら、創の保護、肉芽形成の促進、及び滲出液と感染性老廃物の除去ができる機能を有すること。
- (イ) 賃貸借機器については、入札時点で医薬品医療機器等法に定められている製造の承認等を得ていること。

8 賃貸借機器の保守体制に関する要件

- (ア) 賃貸借中に機器に故障等の不具合が発生した場合は、速やかに正常な機器に交換を行うこと。
- (イ) 電話対応や本機器に故障が発生した場合の機器交換等のアフターメンテナンス体制は、休日を含めた24時間体制で行うこと。
- (ウ) 受注者は発注者が装置を常に良好な状態で使用できるよう、装置の保守、修理又は調整を行うものとする。これに要する費用は、受注者の負担とする。

- (工) 使用済み装置を再使用して貸与する場合は、受注者は、感染防止のために必要な消毒及び滅菌等の処理をあらかじめ行った上で貸与する。

## 9 賃貸業務に関する要件

- (ア) 機器の賃貸借は、発注者が指示書を受注者に提示することにより行われるものとする。
- (イ) 機器の引き渡し及び回収は、発注者と受注者が合意する日時及び場所とする。
- (ウ) 機器の引き渡しは、受注者が使用者に機器の取扱説明及び緊急時の連絡先の説明をし、完了報告書を発注者に提出した時、完了したものとみなす。
- (エ) 発注者からの指示で機器の回収を行った場合は、完了報告書を発注者に提出するものとする。

## 10 設備条件

- (ア) 入札機器導入に必要な搬入・据付・養成は受注者の負担とするものとし、日常業務に支障のないように行うこと。また、搬入・据付時に建物および物品に損傷が起きた場合、受注者が責任を持って現状復帰すること。

## 11 アフターメンテナンスサービス

- (ア) 付属する消耗品および機器機器に関して、仕様変更等が生じた際はその胸を速やかに伝えるとともに、発注者の指示に従い対応すること

## 12 その他の要件

- (ア) 本仕様書に記載なき事項並びに不明な点は発注者と受注者とが協議して実施するものとする。